

平成三十年国土交通省令第二号

放射性同位元素等の規制に関する法律第三
十一条の二に規定する国土交通大臣への報
告に関する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に關
する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三
十一条の二の規定に基づき、放射性同位元素等に
よる放射線障害の防止に関する法律第三十一条の
二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則
を次のように定める。

放射性同位元素等の規制に関する法律第三十
一条の二の規定により、許可届出使用者（表示
付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届
出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同
位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元
素等」という。）の運搬において、次のいずれ
かに該当するときは、その旨を直ちに、その状
況及びそれに対する処置を十日以内に国土交通
大臣に報告しなければならない。

一 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じ
たとき。

二 放射性同位元素等が漏えいしたとき。
三 前二号のほか、放射性同位元素等の運搬に關
し放射線障害が発生し、又は発生するおそれが
あるとき。

附 則

この省令は、原子力利用における安全対策の
強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律
(平成二十九年法律第十五号) 附則第一条第三
号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一
日)から施行する。

附 則 (平成三十一年二月二六日国土交
通省令第九〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、原子力利用における安全対策の
強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律
附則第一条に掲げる規定の施行の日(平成三十
一年九月一日)から施行する。